

## 会 議 録(1)

会議の名称	令和4年度 第2回飯能市立博物館協議会
開催日時	令和4年8月24日(水)午後2時00分から3時30分まで
開催場所	飯能市立博物館 学習研修室
議長氏名	馬場 憲一
出席委員	平野 功 岩崎 隆 小槻 成克 岸 やよい 杉田 和美 野村 正弘 馬場 憲一 平良 宣子 加藤 衛弘
欠席委員	井上 淳治
説明者の職員	なし
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員 職 氏 名	教育長 中村 力 教育部長 新井 洋一郎 博物館長 尾崎 泰弘 主査 引間 隆文 主任 岸 裕介 主事 波田 尚大

## 会 議 録(2)

### 議事の概要(経過)・決定事項

#### 議事

(1) 令和4年度事業経過と今後の予定について

- ・資料1「令和4年度 主要な事業報告・予定」に基づいて説明した。

(2) その他

### 会 議 録(3)

発言者	発 言 内 容
	午後2時00分 開会
主査	<p>1 開会</p> <p>皆様ご多用のところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。飯能市立博物館条例第15条第2項に規定されています「委員の2分の1以上の出席」をいただきましたので、これより令和4年度第2回飯能市立博物館協議会を開会いたします。</p>
主査	<p>2 あいさつ</p> <p>初めに中村教育長からご挨拶申し上げます。教育長お願いします。</p> <p>(教育長あいさつ)</p>
主査	<p>ありがとうございました。</p>
主査	<p>3 任命書、委嘱状の交付</p> <p>それでは、これより任命書、委嘱状の交付を行います。これより教育長が交付に参りますので受領をお願いします。教育長お願いいたします。</p> <p>(教育長が任命書・委嘱状を配布)</p>
主査	<p>ありがとうございました。所用によりここで教育長は退出いたします。</p> <p>(教育長退出)</p>
主査	<p>ここで次第にはございませんが、任期初回でございますので自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(委員の自己紹介)</p>
主査	<p>続きまして事務局の自己紹介をいたします。</p> <p>(事務局自己紹介)</p>
主査	<p>4 会長・副会長の選出</p> <p>それでは、ここで会長・副会長の選出を行いたいと思います。条例第14条第2項の規定により、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとなっております。どなたか立候補または推薦はございますでしょうか。</p>

	(小槻委員が、馬場委員を推薦)
主査	ただ今、小槻委員から馬場委員をご推薦いただきました。他に立候補・ご推薦がないようでしたら、馬場委員を会長に選出いたしたいと存じますがいかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
主査	ご異議が無い様ですので馬場委員を会長に選出いたします。 では副会長につきましてはどなたかいらっしゃいますでしょうか。
	(馬場委員が、小槻委員を推薦)
主査	ただ今、馬場委員から小槻委員をご推薦いただきました。他に立候補・ご推薦がないようでしたら、小槻委員さんを副会長に選出いたしたいと存じますがいかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
主査	ご異議が無い様ですので小槻委員を副会長に選出いたします。それでは、両委員におかれましては、会長席・副会長席にご着席をお願いします。
	(両委員が移動・席札も移動)
主査	それでは、新たに正副会長に選出されましたお二方からご挨拶を頂きたいと思えます。まずは、馬場会長お願いいたします。
	(会長あいさつ)
主査	続きまして、小槻副会長お願いいたします。
副会長	(副会長あいさつ)
主査	それでは、これより議事に入りたいと思えます。 議事の進行につきましては、条例第15条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
会長	5 議事 それでは議事に入ります。本日の議事について説明をお願いします。
館長	「(1)令和4年度事業経過と今後の予定」について、ご審議いただきたいと考えており

	<p>ます。説明を申し上げます。</p> <p>(資料1に基づいて説明)</p>
館長	<p>特別展「天覧山」については、主査より説明いたします。</p> <p>(「令和4年度特別展「天覧山」開催要項」に基づいて説明)</p>
館長	<p>夏休みきつとす子ども教室「山のくらし・川のくらし」についても、主査より説明いたします。</p> <p>(事業の概要を説明)</p>
会長	<p>ご説明ありがとうございました。それでは、「(1)令和4年度事業経過と今後の予定」について、質疑のある方はお願いします。</p>
委員	<p>今年度開催予定の特別展「天覧山」は博物館の学芸員が分担して取り組むとのことですが、それは「天覧山」というテーマにおいて適当だからですか。それとも以前からこのような分業体制をとっていたのですか。</p>
館長	<p>ご指摘のとおり、「天覧山」というテーマにおいて多角的な切り口が可能であり、そのように分担するのが適当であると考えたためです。また、リニューアルオープンにともなって「自然分野」の調査・研究が可能となったことも理由の一つです。</p>
会長	<p>他の委員はいかがですか。</p>
委員	<p>忙しい中、非常に良い活動をしていると思います。</p>
委員	<p>良いと思いますが、子ども向けの事業をもっと取り組んだ方が良いと思います。天覧山はいわば飯能市のシンボリック的存在です。なので、どんな形でもよいので、子ども向けの事業を検討していただけたらと思います。</p>
委員	<p>外部講師が難しいのであれば、職員でチャートを探す観察会とかはどうでしょうか。是非子どもに対して門戸を開いてほしいと思います。</p>
委員	<p>ポスターの印刷枚数が、市の規模に対して少ないです。市内ではあまり掲示しないのですか。</p>
館長	<p>ポスターは300部印刷するのですが、市内公共機関、小・中学校、埼玉県博物館連絡協議会の加盟館、関東地方で様々な付き合いのある館、商店街などに掲示を依頼し</p>

	<p>ています。その点では、市外の方が多く掲示しています。</p>
委員	<p>市内の自治会の掲示板等に貼るよう依頼しないのですか。</p>
館長	<p>以前、自治会の掲示板は大きくないので掲示できないと断られたことがありました。</p>
会長	<p>市外への広報は良いと思いますが、市内への広報をがんばってください。</p>
委員	<p>博物館で発行しているポスター、昔から非常にいいデザインだと感じていました。市内にもっと掲示した方が、宣伝になると思います。</p>
会長	<p>先ほどの、子ども向けの講座については今から実施可能ですか？</p>
館長	<p>検討します。</p>
会長	<p>特別展の広報はどのように行っていますか。</p>
館長	<p>チラシ・ポスターの配布・掲示、広報はんのう・館 WEB サイトへの掲載、Twitter・Facebook への投稿です。文化新聞や広報情報課なども情報発信に協力してくれます。</p>
会長	<p>効果的な広報として、可能ならば内覧会をやった方が良いです。内覧会に自治会の人を呼び、チラシ・ポスターだけでなくお土産を渡すと、広報に協力してくれます。東京都品川区ではこの手法を用いています。ただ情報を流すだけでなく、実際に来てもらう人、情報発信をしてくれる人を絞り込んでピンポイントに広報する方が良いです。</p>
委員	<p>子ども向けの事業を一から作るのは難しいと思います。ですが、子どもが内容を理解できるように工夫して説明を行うだけで十分だと思います。</p>
委員	<p>10月に新シーズンが始まる「ヤマノススメ」のファンに向けて効果的に情報発信ができるかと高い広報効果が得られると思います。</p>
会長	<p>歴史公文書の収集は大変な作業だと思いますが、ぜひ継続してください。こうした作業が可能な専門性のある学芸員を育て、継続的に配置しなければいけません。今日は教育部長もおりますので、ご配慮いただけるようお願いいたします。歴史公文書の扱いについては埼玉県が先進的に取り組んでいます。ぜひ、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>以上でよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>続いて、(2)その他について、何かございますか。</p>

委員	<p>博物館法の改正について、情報共有を行いたいと思います。改正博物館法の施行は令和5(2023)年4月1日です。3点、大きな変化を説明します。</p> <p>1点目、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づいたことが定められました。</p> <p>2点目、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とすることが定められました。</p> <p>3点目、登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし、基準の詳細は文部科学省令を参照して都道府県等教育委員会が定めることになりました。また、登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告聴取、勧告等を行うことができることになりました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。博物館法の改正について、せっかくの機会なので、何か、質問があれば委員に聞きたいと思います。</p>
委員	<p>博物館法の改正の概要はどこで確認可能ですか。</p>
委員	<p>文化庁の WEB サイトに掲載しています。「博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号)」のページをご確認ください。</p>
会長	<p>「文化経済戦略」が推進されていく中で、「活用」が重視され、このような法改正に至りました。博物館現場の人は危機感を持っていると思います。</p>
委員	<p>文化財保護法と同様に、観光の一翼を担わなければならないという意味ですかね。つまり、お客を呼ぶ派手な花火を打ち上げるという観光を担当する課の業務が、文化財担当課や、博物館にも求められていく訳ですよ。現状の飯能市立博物館の人員体制でこれを実施するのは難しいと思います。地域の振興のため、というのは素晴らしいと思うのですが、観光を担当する課がやるべきことを博物館が担うようにならないことを願います。</p>
館長	<p>改正の趣旨としては、博物館の持つ情報は様々な場面で活用可能で、観光以外で言えば、まちづくりや福祉などもあります。こうしたことは前から言われていたもので、とうとう明文化されたか、というのが所感です。</p> <p>昨年大河ドラマ「青天を衝け」が放映されていた時には、観光・エコツーリズム推進課や広報情報課、奥むさし飯能観光協会と月に一回程度の間隔で打ち合わせを行っていました。博物館は研究成果に基づいて情報発信すべきですが、観光はそれよりもストーリーや魅力重視という姿勢ですので、住み分けが重要だと思います。観光に關す</p>

委員	<p>る全ての事業を任せたら運営できませんが、そんなことはありません。現在開催中の「名栗にバスが通って100年！！名栗バス路線展」も交通政策課などと、また「高麗郡偉人伝」も高麗神社と連携して開催しています。</p> <p>キーワードは連携で、博物館に押し付けて終了とはならないようにしてください。三人寄れば文殊の知恵という訳ではありませんが、館同士の連携も、展示に対する労力が減ると思います。</p>
会長	<p>観光が駄目と言っている訳ではなく、博物館の本分、私は人づくりだと思ってますけど、それを忘れないようにしてほしいです。そうは言っても法律が変わると社会が変わるので、注視し続けてほしいと思います。</p>
会長	<p>他にご意見等ありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>以上で、本日予定した議事につきましては、全て終了いたしました。進行を事務局へお返しいたします。</p>
主査	<p>6 その他 ご審議ありがとうございました。それでは「6 その他」について、何かございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
主査	<p>それでは「6 その他」は以上といたします。</p>
主査	<p>7 閉会 それでは閉会に際しまして、新井教育部長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>(教育部長あいさつ)</p>
主査	<p>以上で、令和4年度第2回飯能市立博物館協議会を閉会いたします。本日はご審議いただきありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後3時30分 閉会</p>



議事の内容、概要を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

会長の署名 \_\_\_\_\_